

# 正しく判定！ 法人税の損金算入・不算入

## 第17回 社長の子への給与は損金不算入？

公認会計士・税理士 溝端 浩人  
税理士 松本 栄喜



私は、甲社を経営している社長です。この度、他の会社で働いていた息子が当社に入社することになりました。息子の待遇は、当面役員などにはせずに使用人としてがんばってもらおうと思っておりますが、他社の給与水準が高かったため給与は少し高めに支給する予定です。税務上特に気をつけることはないでしょうか？

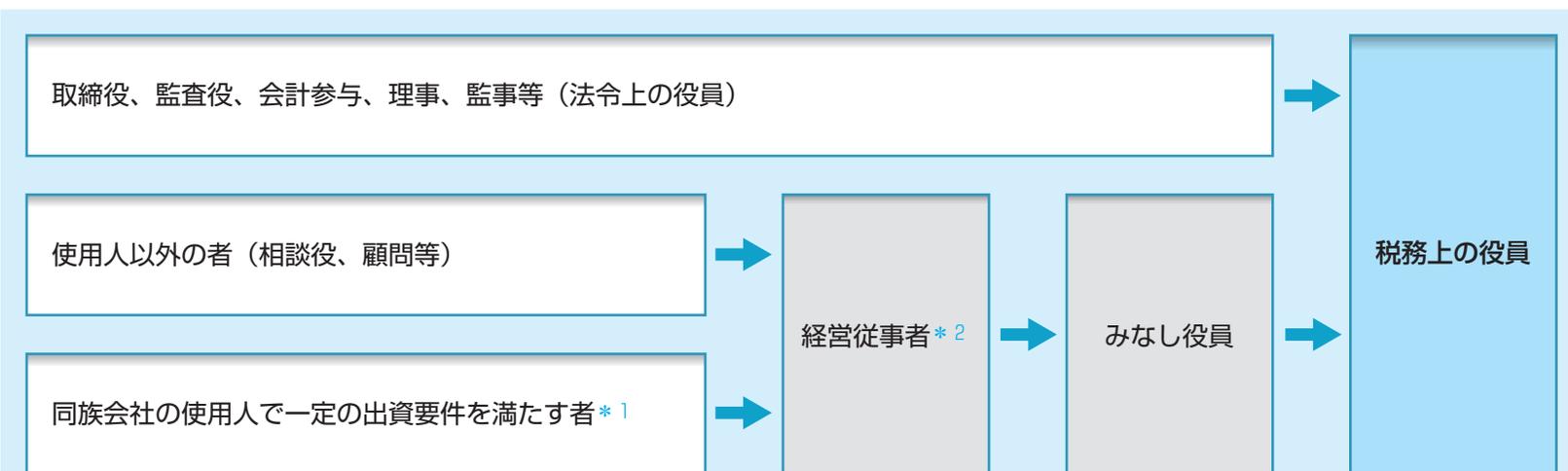


取締役や監査役でなく使用人であったとしても、同族会社の経営に従事して一定の出資要件を満たしている者や役員の親族等については、給与の一部が損金不算入になるなど税務上不利な取扱いを受ける場合があります。

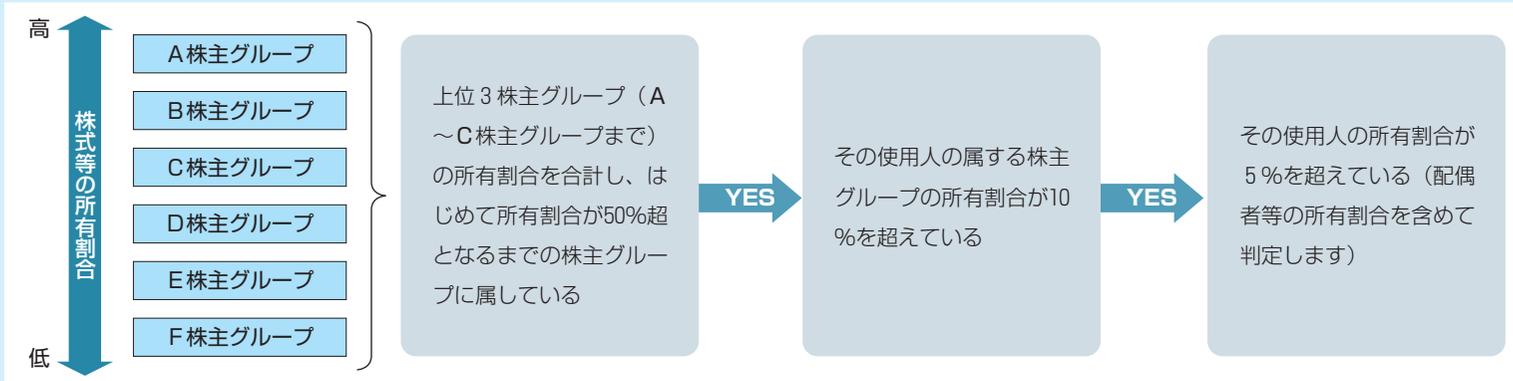
### 解説

#### 1 税務上の役員の範囲

税務上、株主総会において選任され登記された取締役や監査役などの役員（法令上の役員）だけでなく、相談役、顧問や同族会社の使用人で一定の出資要件を満たす者で会社の経営に従事している者についても、役員とみなされます。



\*1 一定の出資要件を満たす者とは、下記の全ての要件を満たす者をいいます。



（注）株主グループとは、その会社の株主等並びにその株主等と特殊関係にある個人及び法人（＝同族関係者）をいいます。また、所有割合は自己株式を除いて計算します。

\*2 経営に従事しているかどうかは、販売・仕入れの計画、従業員採用・給与、借入れや増資の決定など会社の主要な業務についての決定権を有し、その結果に対して責任を有することとなるかなどを総合的に判断します。

#### 2 役員の親族に対する給与

使用人に対する給与については、原則として損金算入を認めていますが、役員親族等に過大な給与を支給するなどして、所得の分散や法人税負担の軽減を図る場合があるので、役員親族等（特殊関係使用人\*1）に対して支給する給与については、その給与のうち不相当に高額と認められる部分の金額\*2は、損金に算入することができません。

\*1 特殊関係使用人とは、役員親族や役員と事実上の婚姻関係と同様の関係にある者等をいいます。

\*2 不相当に高額と認められる部分の金額とは、当該使用人の職務の内容、法人の収益・他の使用人の給与支給状況や同規模類似法人の使用人の給与支給状況等に照らして計算します。

#### 著者紹介



みそばた ひろと  
溝端 浩人（公認会計士・税理士）  
朝日監査法人（現有限責任あすさ監査法人）にて実務を経験後、平成4年3月に溝端公認会計士事務所開業。株式会社コンサルティング・モール代表取締役。  
【事務所】大阪市天王寺区（谷町九丁目）



まつもと ひでき  
松本 栄喜（税理士）  
大原簿記専門学校税法講師を経て、妙中公認会計士事務所にて実務を経験後、平成18年に税理士事務所開業。税理士法人松本会計事務所代表。  
【事務所】大阪市淀川区西中島

#### 著書

「図解・業務別 会社の税金実務必携」(共著)他

